

豊中市環境基本条例のあらまし



人と環境にやさしい まちづくり



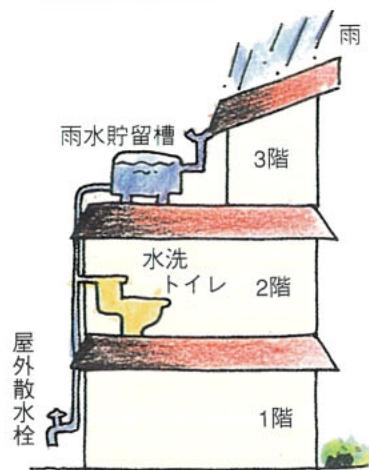
豊 中 市

緑豊かな環境共生都市の実現をめざして

【基本条例制定の背景と目的】

- 大量生産・大量消費型の経済発展の結果、
 - ① 都市・生活型公害の増加
 - ② 身近な自然の減少
 - ③ 地球環境の破壊などが進行しています。
- いま私たちは自然と共に存する持続的発展の可能な社会を目指さなければなりません。
- 安全で健康かつ快適な文化的な生活をいとなむことができる良好な都市の環境を享受することは、すべての市民の権利であり、その環境を子孫に残すことはすべての市民の責務です。
- 私たちは、ここに市民の総意として、この条例を制定します。

雨水利用のイメージ



雨水浸透に配慮した駐車場

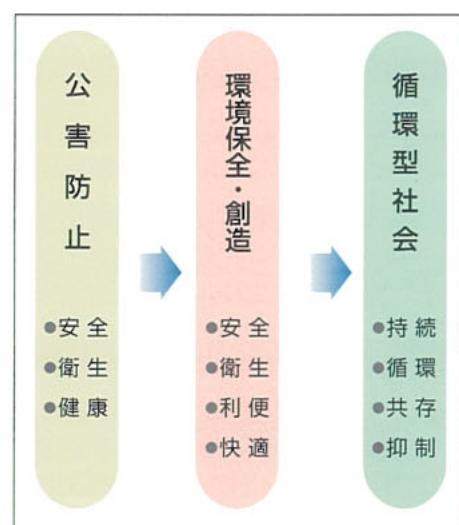
太陽熱給湯システム



緑のリサイクル/公園の木や街路樹をせん定した
あと、枝をチップ化し、肥料として再利用。



松を残し、活用して建てたマンション



豊中市環境基本条例の要旨

第1条(目的)

この条例は、現在及び将来の市民が良好な環境のもとに暮らせるよう施策を総合的計画的に推進するために、①環境についての基本理念、②行政・事業者・市民の責務、③行政施策の基本的事項を定めることを目的としています。

第2条(定義)

- (1)「環境への負荷」とは、自然のもつ自己浄化能力や自己復元能力を弱めることを意味します。
- (2)「地球環境の保全」とは、人間をはじめ地球上のすべての生物が滅びないよう大気・水・緑の破壊と汚染を減らす活動です。
- (3)「公害」とは、事業活動や人の生活のいとなみそのものによって、生活環境が悪くなり、健康や快適性がそこなわれる社会現象です。

第3条(基本理念)

私たち豊中市民は、①現在及び将来の市民が良好な環境のもとに暮らすため、②公害を防止し、環境への負荷を減らし、持続的発展の可能な社会を築くため、

③生態系や自然に配慮し、自然と共に存する都市を実現するために、環境の保全と創造に取り組み、④人類共通の課題として地球環境の保全に取り組みます。

第4条(市の役割と責務)

- (1)行政は、環境基本計画を定め、総合的に推進する責任があります。
- (2)行政は、環境に影響する施策について、環境の保全と創造を優先するよう、必要な手立てをほどこす責任があります。
- (3)行政は、事業者や市民が環境の保全と創造に取り組むのを支援し、同時にみずから率先して取り組む責任があります。

第5条(事業者の役割と責務)

- (1)事業者は、公害を出さないよう、また事業活動によって大気や水を汚したり、緑を減らさないように手立てをほどこしましょう。
- (2)事業者は、事業活動でつくられたり売りに出されたものが、ごみとなったときに処理をしやすくする責任があります。またなるべくごみを減らし(リデュ

ース)、再利用(リユース)、再生利用(リサイクル)を促進し、事業活動による環境への負荷を減らすよう努力しましょう。

- (3)事業者は、地域の良好な環境づくりに自発的に努力しましょう。また、行政の環境施策に積極的に参加協力しましょう。

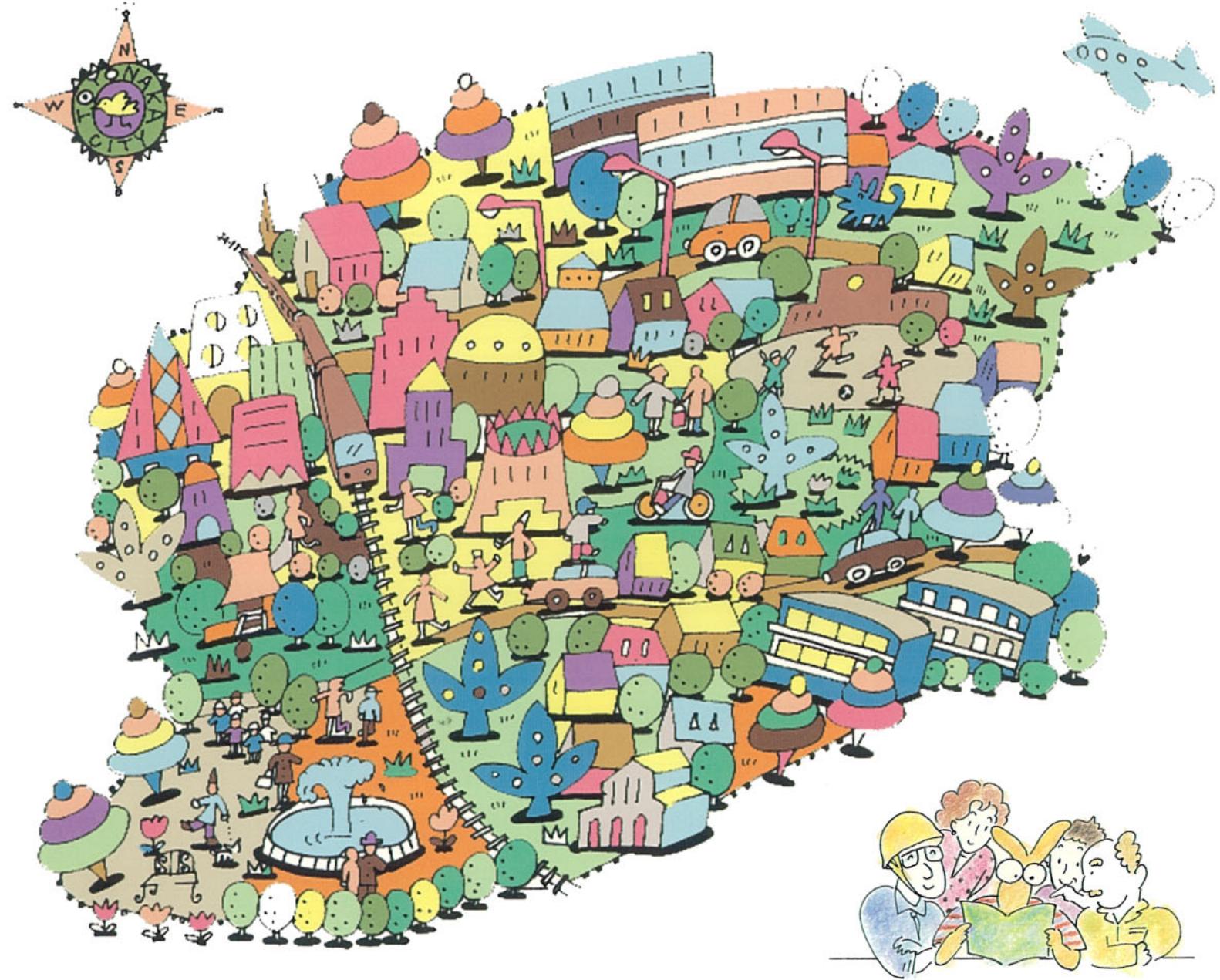
第6条(市民の役割と責務)

- (1)市民は、毎日の生活で自分から公害を出さないよう、また良好な環境を守るよう努力しましょう。
- (2)市民は、毎日の生活でごみのリデュース、リユース、リサイクルをはかり、大気・水・緑を守るよう努力しましょう。
- (3)市民は、地域の良好な環境づくりに自発的に努力しましょう。また、行政の環境施策に積極的に参加協力しましょう。

第7条(基本政策)

行政は、基本理念の実現をはかるために、次の基本政策にもとづき、施策を推進します。

- (1)公害及び新たな環境汚染(フロンガス、有害化学



物質等)の防止

- (2)都市・生活型公害の防止(自動車公害、光化学スモッグ)
- (3)環境への配慮(大気、水、緑、野生生物)
- (4)快適環境の形成(うるおい、やすらぎ、人にやさしいまちづくり)
- (5)資源・エネルギーの有効利用と廃棄物の減量(省資源・省エネ、リデュース、リユース、リサイクル)
- (6)地球環境の保全(フロン、炭酸ガス、窒素化合物、熱帯材)

第8条(環境基本計画)

- (1)市長は、基本政策を総合的かつ計画的に推進するため、環境に関する基本的な計画をつくるなければなりません。
- (2)計画の内容はつぎのとおりです。①目標、基本方針、施策大綱、②その他総合的、計画的な推進に必要なこと
- (3)計画には市民の意見が反映できるよう、手だてをほどこなければなりません。
- (4)計画は審議会にはからなければなりません。
- (5)計画は公表しなければなりません。
- (6)市民の意見、審議会への諮詢、公表は計画を改正するときも同じです。

第9条(実施計画等)

- (1)市長は、環境基本計画にもとづく実施計画や指針をつくるなければなりません。
- (2)行政は、環境に影響する施策について、環境基本計画と実施計画にあうようにしなければなりません。

第10条(年次報告)

市長は、環境についての取り組み状況等を公表し、市民の意見を聽く手だてをほどこなければなりません。

第11条(規制措置)

- (1)行政は、公害防止のため規制措置を定めます。
- (2)行政は、公害以外の環境の汚染を減らすため規制措置を定めることもあります。

第12条(経済的措置等)

- (1)行政は、事業者や市民がおこなう環境への自発的な取り組みが促進されるよう、助成、顕彰、貸付金、利子補給などをおこないます。
- (2)行政は、環境に負荷をあたえる活動や行動に対して、原因者負担が必要かどうかを研究し、その

結果、場合によっては負担をお願いすることもあります。

第13条(監視体制の整備等)

行政は、環境の状況を適切に把握するため、監視・測定の施設や体制の整備に努力します。

第14条(公害に係る被害救済等)

行政は、公害による健康被害の救済や紛争への対応について、制度や窓口をつくります。

第15条(公共施設の整備等)

(1)行政は、環境をよくするための施設の計画的配置に努力し、あわせてその際、自然と共に存した施設となるよう工夫をします。

(2)行政は、公共施設の建設や維持管理にあたっては、省資源・省エネルギー設計とし、また廃材を減らすよう工夫をします。

第16条(開発事業等に係る環境への配慮)

行政は、開発・建築事業者に対して環境配慮指針による協議・指導をおこないます。

事業者の取り組み例

- | | |
|----------|---|
| 製造業 | <ul style="list-style-type: none"> ◆環境負荷の小さい製品の開発・設計 ◆産業廃棄物の減量化、リサイクル ◆省エネ・省資源及び工場緑化 |
| 建設業 | <ul style="list-style-type: none"> ◆建設資材、副産物の削減等 ◆建設廃棄物の減量、リサイクル ◆環境に配慮した型枠材等の工夫 |
| 流通・サービス業 | <ul style="list-style-type: none"> ◆再生紙の利用(買い物袋等) ◆包装の減量化(簡易包装等) |
| 運輸・通信業 | <ul style="list-style-type: none"> ◆低公害車の使用、運転方法の工夫 ◆運送等の見直し(共同化等) |
| 金融・保険業 | <ul style="list-style-type: none"> ◆環境保全に資する金融商品の販売 ◆融資審査における環境配慮の視点 |



トンボやメダカなど自然との交流の場の充実を図ります。
(千成小学校[どんぼり池の創造])



水辺環境親子観察会／生き物の観察を通して自然環境を考えます。



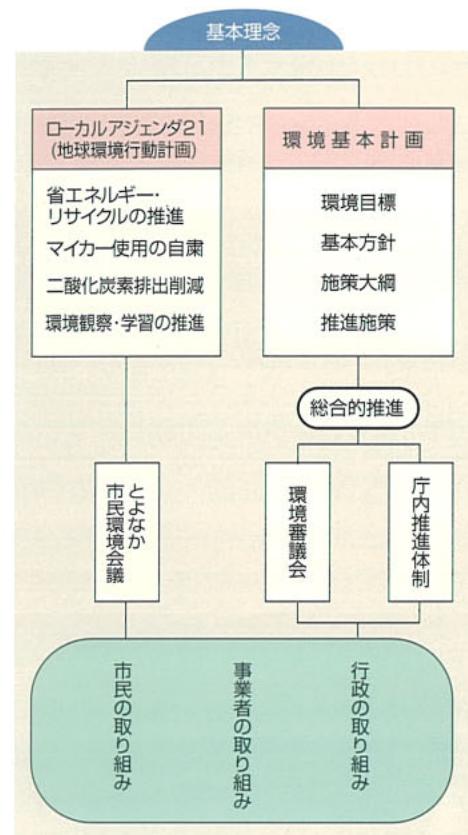
子どもたちによる「まちのごみ探検」も環境学習のひとつです。



ガレージセール／不用品の再利用・再活用を図り、日常生活の中にリサイクル型の生活を取り入れましょう。

【総合的・計画的に取り組みを進めます】

- 今日の環境問題は、大気、水、音、緑、生き物、廃棄物など様々な分野に及んでおり、行政にとって多くの部局にまたがっています。
- さらに環境問題は、私たちの子孫だけでなく、地球全体の環境ともつながっています。
- こうした環境問題を総合的・計画的に取り組むための環境に関する基本的な計画を策定し、推進します。



第17条(環境影響評価等)

(1)行政は、開発・建築事業で環境に特に大きい影響をあたえるおそれのある事業については事前に環境影響評価をおこなって、改善できるようなシステムをつくります。

(2)行政は、特に必要があると認められる開発事業等については計画段階で環境への配慮をおこなえるようなシステムをつくります。

第18条(環境監査等の普及)

行政は、事業者や市民が自発的に環境にあたえる影響を調べて、自主的に改善できるような自主監査システムの普及と啓発をおこないます。

第19条(市民参加等)

(1)行政は、環境行政に市民や事業者が参加協力できるよう手立てをほどこすよう努力します。

(2)行政は、地域と地球の環境を守る行動計画(ローカルアジェンダ21)の推進のための組織づくりをします。

第20条(環境学習、環境情報の整備等)

行政は、環境教育、環境学習の体系的推進と関連施設や情報の整備、提供を進めます。

第21条(環境審議会)

- (1)環境基本法にもとづいて審議会を設置します。
- (2)審議会は、市長の諮問に応じて、環境基本計画や環境行政の基本問題を調査審議します。
- (3)審議会は、環境行政の基本問題について、市長に意見を述べることができます。
- (4)委員は、学識経験者、市議会議員、市民、事業者などとし、市長が委嘱します。
- (5)その他の細部は市規則で定めます。

第22条(推進及び調整体制の整備)

行政は、内部に環境行政の推進調整をおこなう機関をつくります。

第23条(調査研究の充実等)

行政は、環境行政に関する科学技術情報の調査研究と普及に努力します。

第24条(基金の設置等)

行政は、環境基金の設置や財政措置の充実に努力します。

第25条(国際間・自治体間の協力等)

行政は、地球環境の保全や広域的な環境施策について、内外の機関、団体と協力して進めるよう努力します。

(附 則)

この条例は、平成7年(1995年)10月11日から施行します。ただし、行政施策に関する規定は、平成8年(1996年)4月1日からとします。

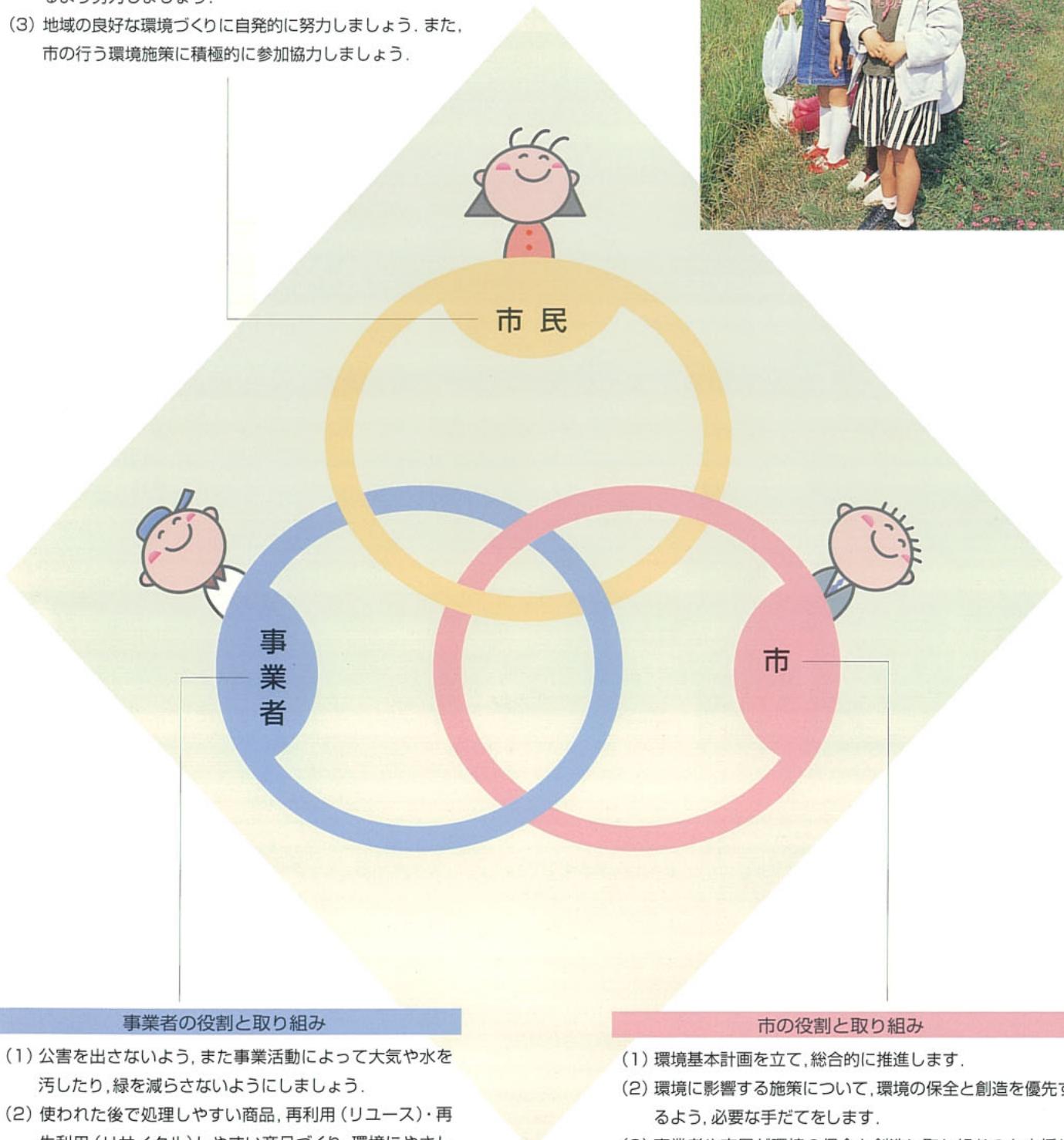
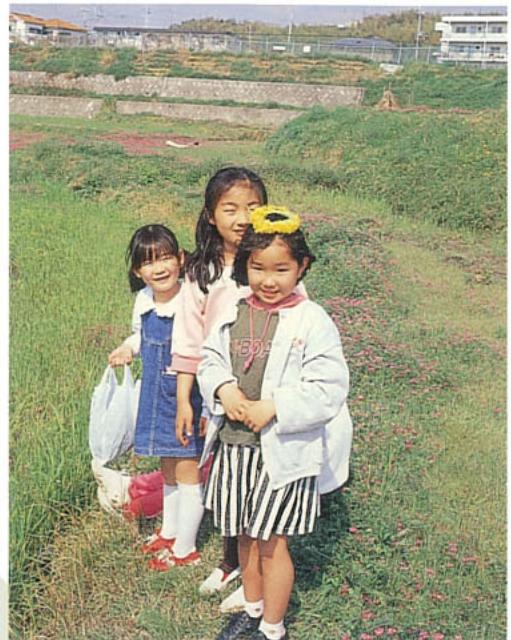


猪名川自然林の遊歩道

役割と取り組み

市民の役割と取り組み

- (1) 毎日の生活で自分から公害を出さないよう、また良好な環境を守るよう努力しましょう。
- (2) 每日の生活でごみを減らし(リデュース), 再利用(リユース), 再生利用(リサイクル)をはかり、大気・水・緑を守るよう努力しましょう。
- (3) 地域の良好な環境づくりに自発的に努力しましょう。また、市の行う環境施策に積極的に参加協力しましょう。



事業者の役割と取り組み

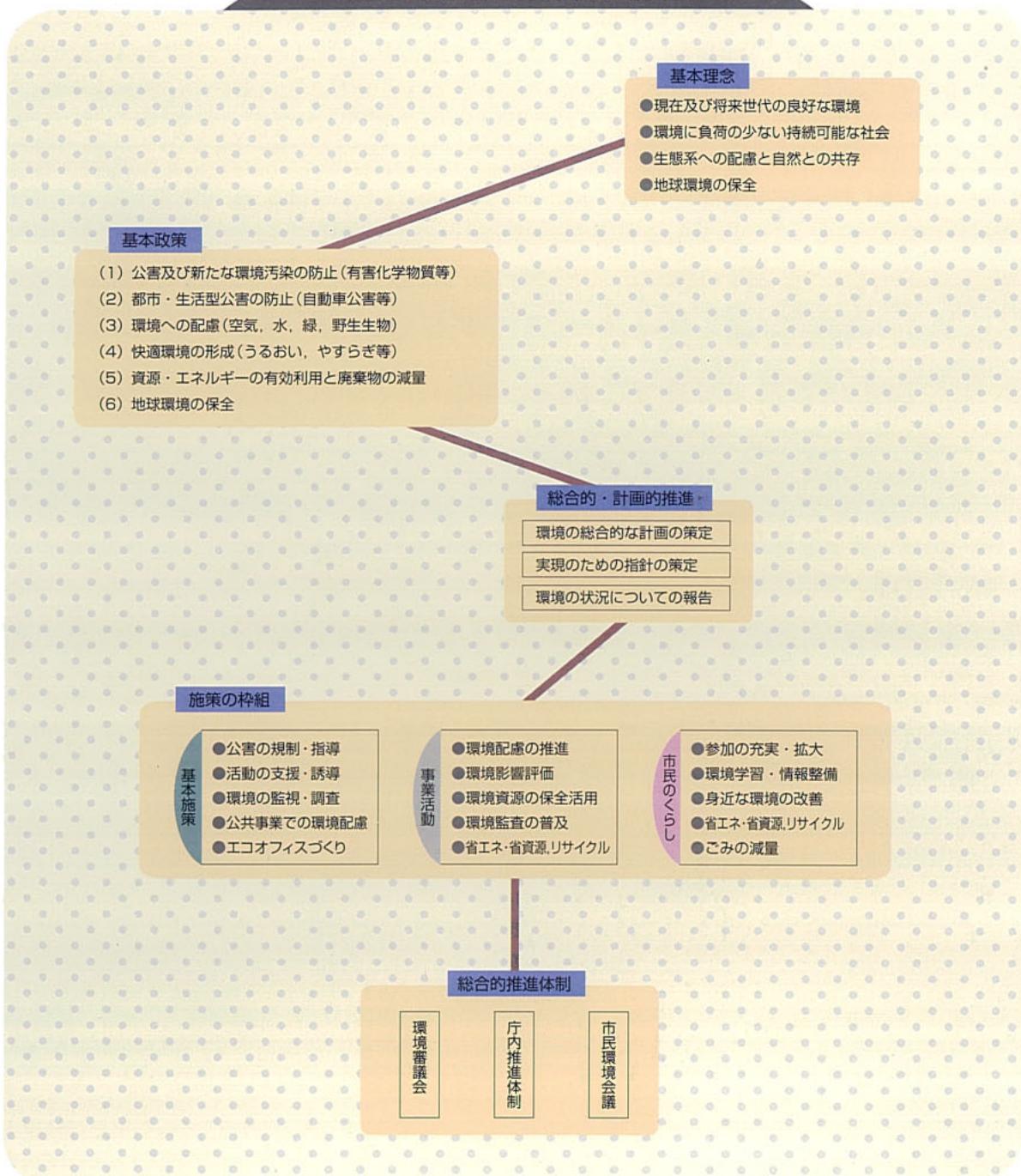
- (1) 公害を出さないよう、また事業活動によって大気や水を汚したり、緑を減らさないようにしましょう。
- (2) 使われた後で処理しやすい商品、再利用(リユース)・再生利用(リサイクル)しやすい商品づくり、環境にやさしい事業活動に努めましょう。
- (3) 地域の良好な環境づくりに自発的に取り組みましょう。また、市の行う環境施策に積極的に参加協力しましょう。

市の役割と取り組み

- (1) 環境基本計画を立て、総合的に推進します。
- (2) 環境に影響する施策について、環境の保全と創造を優先するよう、必要な手立てをします。
- (3) 事業者や市民が環境の保全と創造に取り組むのを支援し、同時にみずから率先して取り組みます。



豊中市環境基本条例の構成



豊中市生活環境部環境課

〒560 大阪府豊中市中桜塚3丁目1番1号
TEL 06(858)2106 FAX 06(842)2802

平成8年(1996年)4月発行